

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	1
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 下水道課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 5 9 2 1 （直通）		
契 約 案 件 名	公共管渠R 6 第 1 号 下水道台帳システム保守業務委託		
案 件 の 概 要	下水道G I S の運用保守業務を委託するもの		
予 定 金 額	1, 0 6 7, 0 0 0 円		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目1 0 番 2 0 号 [名 称] 株式会社パスコ宮崎支店		
契約の相手方の選 定 理 由	地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号該当		
	上記事業者は、現在運用している下水道G I S（以下「システム」という。）の開発、導入及び設定を行った事業者である。 本業務の履行に当たっては、システムの安定的な稼動を維持するために、システムに関する専門的な知識を有すること及び設定内容を十分に理解している必要があることから、システムの開発、導入及び設定を行った事業者でなければ、適切かつ確実な履行が期待できない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年4月1日		
契 約 金 額	1, 0 6 7, 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	2
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 水道課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 4 8 1 0 （直通）		
契 約 案 件 名	配水R6第1号 漏水調査業務委託		
案 件 の 概 要	都城水道事業給水区域内に布設してある水道管の漏水調査を行う業務を委託するもの		
予 定 金 額	2 0 , 0 9 4 , 8 0 0 円		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市下川東三丁目3 2 3 8 番地2 [名 称] 都城管工事協同組合		
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第2 1 条の1 3 第1 項第2 号該当		
	水道管の漏水調査は、特殊な業務であり、市内において調査に必要な機器及び技術者を有する事業者は、上記組合のみである。 現在、同組合とは、給配水管等修繕単価契約も締結していることにより、本件の契約と組み合わせることで、漏水発見から漏水修繕業務までという、貴重な水資源の確保のための漏水防止体制が構築できる。 以上の理由により、上記組合と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年4月1日		
契 約 金 額	1 9 , 8 0 0 , 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	3
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 水道課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 4 8 1 0 （直通）		
契 約 案 件 名	配水R6第2号 洗管業務委託		
案 件 の 概 要	配水管に設置してある消火栓又はドレン等を操作して、配水管外に放水することにより、管内の洗浄を行う業務を委託するもの		
予 定 金 額	3 2 , 2 7 9 , 5 0 0 円		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市下川東三丁目3 2 3 8 番地2 [名 称] 都城管工事協同組合		
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第2 1 条の1 3 第1項第2号該当		
	本業務の履行に当たって、消火栓又はドレン等の操作に精通しており、日中における通常洗管業務については、毎日朝の打ち合わせ、緊急的なルート変更への対応、夜間洗管については、市内の道路網、道路状況、周辺環境を理解した従事者を有する事が求められる。 その点、当該事業者は、複数の地元業者で構成されているため、洗管業務はもとより、管網・消火栓等の位置・水系に精通しているだけでなく、一年を通じて日中・夜間共に人員を確保でき、修繕業務も委託しているため洗管業務中の不足の事態に対して緊急な連絡や修繕体制にも迅速に対応可能である。 以上の理由により、洗管業務を安全、円滑、かつ確実な履行が可能である市内の事業者は上記業者のみであるため、同事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年4月1日		
契 約 金 額	3 0 , 0 3 0 , 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	4
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 4 8 1 0 （直通）		
契 約 案 件 名	業務R 6 第 1 号 上下水道料金システム運用支援業務委託		
案 件 の 概 要	上下水道料金システムが正常に稼働しなくなった時の復旧作業、運用上の諸問題に対する質疑応答等の支援業務を委託するもの		
予 定 金 額	1, 7 1 3, 8 0 0 円		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目 5 番 1 6 号 興亜宮崎ビル 5 F [名 称] 株式会社南日本情報処理センター 宮崎支社		
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号該当		
	現在運用している上下水道料金システム（以下「料金システム」という。）は、上記事業者によって構築されたものである。 料金システム及び付帯設備を含めた復旧作業、運用上の諸問題に対する質疑応答等の支援業務を実施するためには、料金システムの専門的知識及び経験が必要であり、構築内容を熟知していることが不可欠である。 この点、上記事業者は、料金システム設置時の施工事業者であり料金システムについて熟知している。 仮に、本業務を他の事業者が請け負った場合、確実な履行及び動作保証が受けられず、目的を達成できないおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約を行うものである。		
契 約 締 結 日	令和 6 年 4 月 1 日		
契 約 金 額	1, 7 1 3, 8 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	5
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 水道課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 4 8 1 0 （直通）		
契 約 案 件 名	給水R6第1号 上下水道局地図情報システムデータ保守業務委託		
案 件 の 概 要	配水管、給水管の新設管や布設替え及び水道番号等の変更を行った部分を上下水道局地図情報に更新する為の委託業務である。		
予 定 金 額	1, 7 7 1, 0 0 0 円		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目10番20号 [名 称] 株式会社パスコ 宮崎支店		
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号該当		
	上下水道局地図情報システムは、上記事業者が納入した製品である。同システムを使用し、水道管路等を更新させるには、データ更新のサポート・データベースの検証・ソフトウェアの保守が必要であり、このシステムの専門知識や技術を有するとともに、設定内容を十分理解している事が必要不可欠になる。 仮に、この業務を納入した業者以外が行った場合、データの連携や誤作動等の不具合が生じたときの責任が不明確になり、原因究明や障害の復旧に支障が生じる恐れが高くなる。このようなことから、本件業務は上記業者に委託して行わせるのが最も適切かつ確実に履行できる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年4月1日		
契 約 金 額	1, 7 6 0, 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	6
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 水道課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 4 8 1 0 （直通）		
契 約 案 件 名	簡水都城R6第1号 漏水調査業務委託		
案 件 の 概 要	都城市各地区簡易水道事業給水区域内（御池簡易水道事業給水区域を除く）に布設してある水道管の漏水調査を行う業務を委託するもの		
予 定 金 額	3, 2 0 1, 0 0 0 円		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市下川東三丁目3 2 3 8 番地2 [名 称] 都城管工事協同組合		
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第2 1 条の1 3 第1 項第2 号該当 水道管の漏水調査は、特殊な業務であり、市内において調査に必要な機器及び技術者を有する事業者は、上記組合のみである。 現在、同組合とは、給配水管等修繕単価契約も締結していることにより、本件の契約と組み合わせることで、漏水発見から漏水修繕業務までという、貴重な水資源の確保のための漏水防止体制が構築できる。 以上の理由により、上記組合と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年4月1日		
契 約 金 額	3, 1 9 0, 0 0 0 円		0034623

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	7
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 水道課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 4 8 1 0 （直通）		
契 約 案 件 名	簡水御池R6第1号 漏水調査業務委託		
案 件 の 概 要	御池簡易水道事業給水区域内に布設してある水道管の漏水調査を行う業務を委託するもの		
予 定 金 額	1, 1 6 9, 3 0 0 円		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市下川東三丁目3 2 3 8 番地2 [名 称] 都城管工事協同組合		
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第2 1 条の1 3 第1 項第2 号該当		
	水道管の漏水調査は、特殊な業務であり、市内において調査に必要な機器及び技術者を有する事業者は、上記組合のみである。 現在、同組合とは、給配水管等修繕単価契約も締結していることにより、本件の契約と組み合わせることで、漏水発見から漏水修繕業務までという、貴重な水資源の確保のための漏水防止体制が構築できる。 以上の理由により、上記組合と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年4月1日		
契 約 金 額	1, 1 0 0, 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	8
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 水道課 [電 話 番 号] 2 3 - 4 2 7 0 （直通）		
契 約 案 件 名	簡建山之口R6第1号 日豊本線 山之口・餅原間378k850付近（花ノ木踏切）水道管布設工事委託		
案 件 の 概 要	山之口統合整備事業に伴い日豊本線 山之口・餅原間378k850付近にある花ノ木踏切の下に水道配水管を布設横断させる推進工事を九州旅客鉄道株式会社に委託するもの。		
予 定 金 額	8 7 , 3 0 0 , 0 0 0 円		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡市博多区博多駅前三丁目2 5 番 2 1 号 [名 称] 九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 古宮 洋二		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方公営企業法施行令第2 1 条の1 3 第1 項第2 号該当		
	本件の履行に当たっては、上記事業者が管理する鉄道軌道敷地内で工事を行う必要がある。また、鉄道施設内の工事にあたっては、鉄道に関する技術上の基準を定める省令及びこれらに準じる鉄道事業者の諸基準により実施する必要がある、鉄道施設に関する専門的な知識を有したものが工事管理を行わなければならない。 このため、上記要件を満たし、本業務を確実に履行できる事業者は上記事業者のみであり、かつ、鉄道側の運転保安上、施設の維持管理上の観点からも同事業者が施行することが適している。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年4月2 5 日		
契 約 金 額	8 7 , 3 0 0 , 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	9
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 下水道課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 5 9 2 1 （直通）		
契 約 案 件 名	農集処理場R6第2号 安久地区No.1曝気攪拌装置ガイドパイプ修繕		
案 件 の 概 要	安久地区農業集落排水施設No.1回分槽の曝気攪拌装置ガイドパイプ用コネクションを修繕するもの。		
予 定 金 額	2, 4 3 1, 0 0 0 円		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市吉尾町 2 1 5 9 番地 [名 称] 株式会社都城北諸地区清掃公社		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号該当 安久地区農業集落排水施設No.1回分槽において、曝気攪拌装置を据え付けるためのガイドパイプがあり、ガイドパイプを固定するためのコネクションが経年劣化に伴い破損し、曝気攪拌装置がガイドパイプから外れているため、曝気攪拌の処理を行えない状況にある。 この状況が長期に及ぶと、回分槽内の汚泥攪拌を均一に行うことが出来ず、水質悪化に繋がる恐れがあり、公衆衛生を確保するためにも早急な対応が必要である。また、槽内には処理時に汚水を処理する設備や機器が常設しているため、修繕時に設備及び機器の運転調整が必要となる。 この点、上記事業者は、当該処理場の維持管理を受託しており、日常的に点検・整備等を行っているため、設備及び機器の構造や運転管理について十分に熟知している。また、上記事業者は同様の修繕を行った実績もあり、安全で早急な業務執行が可能である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年5月7日		
契 約 金 額	2, 4 2 0, 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	1 0
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 水道課 [電 話 番 号] 2 3 - 4 2 7 0 （直通）		
契 約 案 件 名	配水R6第3号 管路劣化に伴う漏水リスク評価業務委託		
案 件 の 概 要	本市が管理する給水区域内の水道管の漏水リスクを解析し、漏水調査を優先的に実施すべき箇所をランク付けすることで、音聴調査の迅速化を図るとともに、漏水による事故防止や有収率の向上を目的として、漏水リスク評価業務を委託するもの。		
予 定 金 額	1 1 , 3 7 4 , 0 0 0 円		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都中央区日本橋一丁目4番1号 日本橋一丁目三井ビルディング [名 称] 株式会社 天地人		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号該当 本業務は、本市が提供する水道管の管路情報や漏水履歴等のデータを元に、人工衛星から取得した気象情報や地形情報を組み合わせ、機械学習（AI）を活用してリスク評価を行い、漏水調査を優先的に実施すべき箇所をランク付けして音聴調査の迅速化を図り、効率的に漏水調査を実施するものである。 本業務の履行に当たっては、人工衛星から取得するデータや評価手法について十分な知識や実績が必要であるが、上記事業者は、JAXA（宇宙航空研究開発機構）が持つ知的財産や知見を利用して事業を行える企業として認定されており、気象情報や地形情報等、複数の衛星から情報を取得し、漏水リスクの評価を行えるのは日本国内で同事業者だけである。 また、上記事業者が実施する衛星データを用いた漏水リスク評価は、約100メートル四方で行うことができ、漏水調査をすべき範囲を絞ることができるため、漏水の早期発見が期待でき、漏水による事故防止や有収率の向上を図ることができる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年5月10日		
契 約 金 額	1 1 , 3 7 4 , 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	1 1
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 下水道課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 5 9 2 1 （直通）		
契 約 案 件 名	公共建補委R 6 第 3 号 大淀川都島排水樋管新設工事委託		
案 件 の 概 要	都島排水樋管新設工事について、河川管理者である国土交通省と委託契約を行うものである。		
予 定 金 額	1 0 7 , 1 2 1 , 3 0 0 円		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡市博多区博多駅東 2 丁目 1 0 - 7 [名 称] 国土交通省 九州地方整備局		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号該当		
	樋管及びこれに関連する護岸工事等の堤防開削を伴う工事については、堤防の重要性から河川管理者が自ら受託工事として施工することが原則である。 そのため、岳之下排水区浸水対策事業による都島排水樋管新設工事について、河川管理者である国土交通省と随意契約を締結するものである。		
契 約 締 結 日	令和 6 年 5 月 2 7 日		
契 約 金 額	1 0 7 , 1 2 1 , 3 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	1 2
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 下水道課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 5 9 2 1 （直通）		
契 約 案 件 名	公共処理場R 6 第 7 号 都城浄化センター汚泥供給ポンプ等インバータ盤修繕		
案 件 の 概 要	都城浄化センター汚泥供給ポンプ、薬注ポンプ及び汚水ポンプのインバータ盤が故障しているため、これを修繕するもの。		
予 定 金 額	1 0 , 4 5 0 , 0 0 0 円		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 大分市日岡 1 丁 目 3 番 2 0 号 [名 称] 株式会社 明電エンジニアリング 九州支店 大分営業所		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号該当		
	都城浄化センターの汚泥供給ポンプ、薬品供給ポンプ及び汚水ポンプは、インバータ盤から電源を供給している。インバータは、計測設備等の関連設備と連動し、周波数を変動させることによりポンプの送水量を精密に制御する設備である。ポンプの送水量を制御できない場合、汚泥処理設備や水処理設備への適切な送水が出来ず、処理汚泥の性状や処理水質に影響を及ぼすおそれがあるため、早急な修繕が必要である。 インバータ盤は計測機器や他の電気盤と密接に連動して動作する構造となっているため、本修繕は、当該インバータ盤及び関連設備を設計・設置した株式会社明電舎の同グループ会社である上記事業者でなければ確実な履行ができない。また、仮に他の事業者が本修繕を行った場合、修繕後の性能保障が得られないおそれがある。 以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 6 年 5 月 2 9 日		
契 約 金 額	1 0 , 3 4 0 , 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	1 3
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 下水道課 [電 話 番 号] 2 3 - 5 9 2 1 （直通）		
契 約 案 件 名	公共処理場R6第8号 高崎浄化センターNo. 1-1曝気装置修繕		
案 件 の 概 要	OD（オキシデーションディッチ）槽内を曝気する装置について、減速機の交換を行うもの。		
予 定 金 額	1 8 , 8 1 0 , 0 0 0 円		
契約の相手方	[所 在 地] 福岡市中央区荒戸二丁目1番5号 [名 称] 月島ジェイテクノメンテサービス 株式会社 九州支店		
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号該当		
	今回修繕を行う曝気装置は、OD（オキシデーションディッチ）槽内の汚水を常に攪拌する設備であり、汚水を攪拌することで微生物に酸素を供給し、水質を改善させるものである。 当該設備は、稼動から10年以上が経過しており、主要部品の劣化及び消耗が著しく修繕が必要である。 当該設備の減速機交換に当たっては、交換する減速機部分と既設の攪拌機部分の接合位置の調整が必要であり、この調整は曝気装置の製造元である上記事業者のみしか行うことができない。 また、仮に他の事業者が当該機器の交換を行った場合、修繕後の性能保証が得られないおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年5月29日		
契 約 金 額	1 8 , 1 5 0 , 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	1 4
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 下水道課 [電 話 番 号] (直通)		
契 約 案 件 名	公共建起委R 6 第 1 号 祝吉第 1 号雨水幹線バイパス外 設計業務委託		
案 件 の 概 要	雨水管理総合計画段階的対策計画において計画した祝吉排水区におけるバイパス管等の浸水対策について、測量業務、地質調査業務を実施し、基本設計及び詳細設計を行うものである。		
予 定 金 額	9 8 , 8 3 0 , 6 0 0 円		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市大字本郷南方 3 5 8 4 番地 1 [名 称] 株式会社 日水コン 宮崎事務所		
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 5 6 号該当		
	本業務は、祝吉排水区（下川東地区）の浸水対策工事を行うために、雨水管理総合計画段階的対策計画により決定した新設する雨水幹線及び樋管について、地質調査業務、基本設計及び実施設計を実施するものである。 祝吉排水区（下川東地区）については、令和 4 年 9 月 18 日の台風 14 号により、大淀川が過去最高の水位まで上昇し、106 件の家屋が床上浸水するなど甚大な浸水被害を受け、市民生活へ多大な影響を与えたことから、再被害防止のために早急な対策の実施が急務である。 また、令和 7 年度中の工事着手を目標に地元住民の方々と協議を進めており、地質調査業務及び設計業務間の調整時間削減と齟齬が生じないように一業者による業務遂行とし、関係機関との協議を円滑に行い、設計業務を迅速かつ的確に進め、各業務を短時間の履行で完成させ、工事に着手しなければならない。 上記事業者は、令和 5 年度の「雨水管理総合計画段階的対策計画等策定業務委託」を受注しており、本業務にかかる現地調査、関係機関の計画資料等の収集を既に行っているため、現地に精通し、本業務の内容を熟知している。 また、計画方針を十分に把握していることから迅速に業務計画を作成したうえで関係機関との協議を円滑かつ適切に進めることができるため、他事業者に比較すると約 5 ヶ月の工期短縮が見込まれることから、早期の浸水対策工事への着手を可能にすることができる。 このため、安心安全な市民生活の早期確保、工期短縮、成果品品質確保、経費削減等の観点から、本業務を有利に進められる唯一の事業者である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約を行うものである。 ※競争入札の場合 設計額 119,186,100 円		

	随意契約の場合 設計額98,830,600円（差額20,355,500円）
契 約 締 結 日	令和6年5月30日
契 約 金 額	98,450,000円0036310

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	1 5
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 下水道課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 5 9 2 1 （直通）		
契 約 案 件 名	公共管渠R6第14号 沖水第1号雨水幹線外3路線草刈業務委託		
案 件 の 概 要	沖水第1号雨水幹線外3路線において、雑草等により流水機能を阻害する箇所、周辺地域の環境に支障を与える箇所及び、隣接する道路の通行車両や歩行者に支障となる箇所の解消を図るため、草刈を行うものである。		
予 定 金 額	4, 5 1 9, 9 0 0 円		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市五十町2 2 2 9 番地 3 [名 称] 有限会社 竹之下造園		
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号該当 上記案件について、6者を指名し競争入札を執行したところ、2回目まで入札を執行したが落札者がなく、3回目の入札においては、上記事業者以外の4者が辞退したことから不落随意契約によることとした。 入札参加業者のうち見積合せ参加を希望した者は、上記事業者のみであったため、同事業者から見積書を徴し、随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年6月12日		
契 約 金 額	4, 5 1 0, 0 0 0 円		0036672

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	1 6
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 下水道課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 5 9 2 1 （直通）		
契 約 案 件 名	公共処理場R6第13号 都城市公共下水道に係る技術的援助（施設機能確認）業務委託		
案 件 の 概 要	下水処理場の管理業務について、包括的民間委託方式の管理受託者による業務遂行が適切に行われているか否かを監視・評価する業務を委託するもの		
予 定 金 額	4, 6 0 0, 0 0 0 円		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都文京区湯島二丁目3 1 番2 7 号 [名 称] 日本下水道事業団		
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第2 1 条の1 3 第1 項第2 号該当 本市では、下水処理場の管理業務について、包括的民間委託方式を導入している。包括的民間委託方式においては、管理受託者による業務遂行の巧拙により、施設の機能及び寿命に大きな差が生じ得る。 このため、委託する監視・評価業務は、下水道施設の管理に関する専門的知識を有し、公平・中立的な立場の者に実施してもらう必要がある。 そこで、次に掲げる理由により日本下水道事業団と随意契約するものである。 （1）上記事業者は、日本下水道事業団法に基づき、下水道に関する業務について地方公共団体を支援・代行する機関として設立された唯一の地方共同法人であるため、本市の利益を優先した業務履行が期待できること。 （2）上記事業者は、下水道法第22条の適用除外（下水道事業団法第27条）となっている唯一の法人であり、技術力、経験等について高い評価が法律上明確になっていること。 （3）豊富なデータ及び実績を有し、より経済的・効率的に事業を進めることができ、計画、設計、建設、事後点検、維持管理、多岐にわたる業務のアフターケア等を行えること。		
契 約 締 結 日	令和6年6月1 4 日		
契 約 金 額	4, 6 0 0, 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	1 7
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 下水道課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 5 9 2 1 （直通）		
契 約 案 件 名	公共船団R6第1号 移動脱水車スクリーナー刃先外修繕		
案 件 の 概 要	移動脱水車に設置された機械及び脱水設備の修繕を行うもの。		
予 定 金 額	8, 5 8 0, 0 0 0 円		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目9番3号 [名 称] 石垣メンテナンス株式会社 九州支店		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号該当		
	移動脱水車は、山之口、高城、山田、高崎及び三股の各浄化センターで発生した汚泥を脱水処理するための設備であり、平日は毎日稼動している。 今回修繕を行う設備は、貯留された汚泥をスクリーナーにて脱水を行い、堆肥化する設備であり、重要な設備である。 移動脱水車については、機械・電気設備等を一括発注しており、設備を更新した際の運転調整等は、納入業者である上記業者しか行うことができない。 仮に他の事業者が修繕を行った場合、設備が正常に動作しなかった際に責任の所在が不明となるほか、移動脱水車全体の性能保証が得られない恐れがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年6月28日		
契 約 金 額	8, 4 1 5, 0 0 0 円		